

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 1 月 11 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600179 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600094 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 7 月 8 日の標準賞与額を 5 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 7 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 7 月 8 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

私の A 社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準賞与額の年金記録がない。私が所持している銀行預金通帳において当該賞与の振込が確認できるので、調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された銀行預金通帳 (写し) 及び A 社が加入する B 健康保険組合から提出された請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録により、請求者は、平成 17 年 7 月 8 日に同社から賞与を支給され、標準賞与額 5 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 7 月 8 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600169号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600095号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月

私のA社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑤までに同社から支給された賞与の年金記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者の請求期間①から⑤までに係る賞与について、「貸金台帳等の資料を保管しておらず、請求者に対する賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については、不明である。」と回答している。

また、B市から提出された請求者の課税資料により、平成15年から平成17年までの各年間の給与収入額及び社会保険料額は確認できるものの、その内訳は不明であることから、請求期間①から⑤までに係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間①から⑤までに係る賞与の振込額を確認できる預金通帳を所持していない上、請求者がA社の給与及び賞与の振込先であったとする金融機関は、保存期間経過により請求期間①から⑤までに係る請求者の預金口座に関する記録はない旨回答している。

このほか、請求者は請求期間①から⑤までに係る賞与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控

除されていたことを認めることはできない。